施設整備及び運営にかかる基本的事項

放課後児童健全育成事業の施設整備・運営を行うに当たっては、「5.遵守すべき法令等」 に適合している必要があります。また、主な施設整備及び運営の要件、事業者が行う主な業 務は以下のとおりです。関係法令や基準等は、巻末に列挙しましたので必ず確認してくださ い。

1. 施設整備の要件

(1) 必要な設備

専用区画	児童の遊びや生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた
	専用区画(静養スペース)を、児童1人につき 1.65 ㎡以上を確保するこ
	と。
設備、備品等	専用区画の他にトイレ、事務室等を設置し、付帯設備として下駄箱、手洗
	い場、ランドセルロッカー、キッチン、冷暖房、専用電話など支援の提供
	に必要な設備及び備品等を整備すること。
	また、敷地外、建物外に出ることができる二方向の避難経路を確保し、軽
	便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるこ
	と。

※壁芯面積ではなく内法面積で1.65 ㎡を確保すること。なお、固定家具等(容易に移動ができない家具等含む)については、配置する面積を専用区画として算入することはできない。 ※専用区画及び設備、備品等は、衛生及び安全が確保されていること。

※専用区画に加えて複数の場の確保に努めること。

※東京都認証学童クラブ事業では、将来的に「児童1人につき1.98 m以上を確保すること」の要件が求められる場合があります。

(2) 二方向避難の考え方について

- ・放課後児童クラブの施設に非常口を2か所設置するとともに、一方の避難路上で火災が発生した場合等に、もう一方の避難路が使用できなくなるような事態が生じないよう、2方向の避難路を確保すること。
- ・非常口は、放課後児童クラブの施設に設置される出入り口を指す。

非常口は、建物全体を放課後児童クラブが専用する場合にあっては、各部屋及び当該建物に それぞれ2か所以上設置されている必要があり、複合ビルの一部分を放課後児童クラブと して使用する場合にあっては、各部屋等、放課後児童クラブ部分及び当該建物にそれぞれ2 か所以上設置されている必要がある。

避難路は、各部屋等から建物外に出て公道まで退避できるものとし、2経路以上確保すること。 なお、経路の重複は不可とする。

また、避難路は幅1.5メートル以上を確保することが望ましい。

なお、「建物からの2か所の非常口」及び「公道への2か所の最終的な避難位置」のいずれ

についても、原則として10m以上離れていること。

※公道に出るまでの間、私道や隣地の通路等を避難路とする場合は、児童が避難路として使用することについて、当該私道等の所有者との覚書等の取り交わしが必要である。(私道等が当該放課後児童クラブ敷地の所有者である場合は不要。)

※子どもの安全対策上、はしごでの避難を二方向避難とみなすことはできません。

- ※エレベーターについても避難経路とみなすことはできません。
- ※上記内容についてご不明な点がある場合は、別途ご相談ください。

(3) その他の留意事項

- ①運営法人は継続して事業を行うこと。また、建物の所有権又は賃借権を有し(賃借、 地上権などにより、法的に占有権限があること)、又は確実に有する見込みがあること。
- ②土地・建物について、使用貸借契約や共有による確保等は原則として認めない。ただし、共有者の許可を得られる場合を除く。
- ③建物所有者が住民税又は法人住民税、固定資産税、個人事業税、都市計画税等を滞納 していないこと。
- ④放課後児童クラブの施設整備・運営に関しては、事業の円滑な運営のため事業者の責任において町会関係者、近隣住民等へ十分な説明を行うとともに、誠実に対応すること。
- ⑤施設においては、建物の所有者ほか近隣に対し説明及び対応を行うこと。また放課後 児童クラブ関係者や緊急車両、ごみ収集車等が一時駐車できるスペースなども確保す ることが望ましい。施設や周辺に駐輪場の確保が難しい場合は、近隣関係者への説明 や保護者へ周知を行うなど十分配慮すること。
- ⑥施設の設計や工事にあたっては、近隣関係者からの要望に配慮し、可能な限り対応すること。また、事業者の責任において解決を図るよう努めること。
- ⑦日照や景観、プライバシー等、近隣住民に配慮したものとすること。
- ⑧開設後も地域住民に配慮した運営を行い、良好な関係を築くよう努めること。
- ⑨提案する施設は、放課後児童クラブとして使用する旨、貸主の了承を得ておくこと。
- ⑩建築基準法による児童福祉施設等用途として、設計を確定する前に、建築基準法や消防法等をはじめとする建築基準関係法令に適合すること。設計者は世田谷区都市整備政策部建築審査課及び管轄の消防署等に必ず相談し、その指導に従うこと。
- ①計画地には都市計画法第33条第1項第8号により開発行為が禁止されている区域 (災害レットゾーン)を含まないこと。計画地が建築物浸水予防対策要綱第3条に該 当する場合(新築・増築・改築又は移転の場合のみ)は世田谷区都市整備政策部建築 調整課へ届出をし、後日、児童課へ「届出印」が押印された副本(オンライン手続き の場合は、受付完了メールと届出書)を提出すること。あわせて「世田谷区洪水ハザードマップ」の浸水想定区域、「世田谷区土砂災害ハザードマップ」の土砂災害警戒区 域に該当する場合は、事業計画書にその旨を明記し、当該区域内であることを踏まえ た災害対策について記載すること。
- ・世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ

https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/005/003/003/d00005601.html

・世田谷区土砂災害ハザードマップ

https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/005/003/003/d00149126.html

・土砂災害防止法に基づく指定区域について

https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/005/003/003/d00149173.html

- ②既存の建物を使用する場合は、検査済証(検査済証を紛失している場合は世田谷区都市整備政策部建築調整課が発行する台帳記載事項証明書)の提出が可能であり、かつ建築基準法による用途変更が確実に行えるものであり、放課後児童健全育成事業所として使用するための施設基準を満たす建物であること。
- ③原則として、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けている建物(新耐震基準)。ただし、これ以前に建築確認を受けている場合であっても、耐震補強を実施するなどして、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)に定める方法により行った耐震診断を受け、Is値(構造耐震指標)が0.7以上かつ、q値1.0以上若しくは、CtuSd値0.3以上となる鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物、Iw値が1.1以上の木造の建築物は、対象となることがあります。
- () 退車物の用途は、建築基準法と同様に「児童福祉施設等(福祉施設)」とし、建築基準関係規定である「世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例(以下「世田谷区バリアフリー建築条例」という。)」に適合させること。また、世田谷区都市整備政策部都市デザイン課へ「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」の届出をし、後日、児童課へ副本を提出すること。
- ●条例に関すること

https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/006/007/index.html

●世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例届出のご案内

https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/006/001/d00004931.html

- ⑤設計にあたり、その他世田谷区関係条例等については、必ず事前に世田谷区関係部署 に相談し、その指示に従うこと。(例)世田谷区みどりの基本条例(各総合支所街づく り課)、その他保健所など。
- ⑩区の補助制度を活用し、児童福祉施設等工事請負契約等を行う場合は、契約の透明性 及び公正性を確保するため、区が行う契約手続きに準拠した取り扱いにするなど、適 切な入札を実施すること。

2. 運営にかかる要件

(1) 開設日、開設時間

開設日:日曜日、祝休日及び年末年始を除く毎日開所とする。

開設時間:平日は、下校時から午後7時まで

土曜日・長期休暇期間は、午前8時から午後7時まで

※午前8時より前や午後7時を超えた開所に努めること。

※午後7時以降も開設する場合は、多様な活動としてご提案ください。

※学級閉鎖時等の扱いは新BOP学童クラブに準ずるものとする。

(2)職員配置

支援の単位ごとに3人以上の放課後児童支援員を配置し、うち1人は常勤の支援員とすること。ただし、そのうち2人を除き補助員とすることも可とする。常勤の支援員の勤務時間は、概ね8時間/日とするよう努めること。

※常勤の支援員の複数配置に努めること。

また、以下のとおり体制を整えること。

- ・配慮を要する児童の入会希望があった場合に受け入れられる体制を整えること。
- ・小学校から当該事業者への移動にあたっては、必ず職員が引率すること。

学年ごとやBOP (放課後子供教室) 利用児について下校時間がずれる場合は、必要に応じて複数回引率できる体制を整えること。

【引率について】

- ・ 原則として児童 5名までは1名以上、児童 $6 \sim 1$ 2人までは2名以上を目安に引率すること。13名以上を引率するときは、約10人増えるごとに1名を目安に増員すること。
- ・ 入学当初の引率については、上記の人数に関わらず児童の安全性がしっかり確保できる 体制を組むことともに、大通りを挟む場合や不審者情報のお知らせが出ている場合、荒 天時にも児童の安全を最優先し、上記目安に加え引率者を追加配置できる体制を組むこ と。
- ・ 車両による引率の場合、運転者とは別に引率者を配置すること。
- ・ 1日の引率回数は学校のカリキュラムを踏まえ、原則として3回以上を目安に実施すること。
- ・ 保護者、児童、事業者において、学校から施設までの引率が不要であると合意できた場合は、引率を不要としても差し支えないものとする。
- ・ 引率について、区や学校、新BOP等と調整が必要な場合は、誠意をもって応じること。

(3) 職員の確保、定着、育成

勤務条件や賃金体系を策定、研修計画の策定及び研修の実施をすること。また、ICT の活用に努めること。

(4)補助対象児童

世田谷区在住または世田谷区立小学校在籍の小学校1~3年生で、その保護者が就労・疾病等により、放課後家庭において継続して適切に保護・育成にあたることができない家庭の児童。ただし、心身の発達等により、個別的配慮が必要な状態にある児童は6年生までとする。

保護者が、以下(i)~(iv)いずれかの要件を満たすこと。

- (i) 就労が、日曜日を除き、
 - ●勤務の終了時間が午後3時以降(午後3時に終わる就労は該当)の日が週に3日以上あり、かつ
 - ②一週間の就労時間が日中20時間以上であること。
- (ii) 就学・看護等により、保護者が自宅にいない場合。
- (iii) 入院・疾病や障害等により、児童の保護・育成が困難である場合。

(iv) その他明らかに、保護・育成に欠けると認められる場合。

※新BOP学童クラブを利用する児童は、併せて民設民営放課後児童クラブを利用することはできないため、新BOP学童クラブか民設民営放課後児童クラブのいずれかを選択することとなる。

(5) 利用者の募集・決定

入会期間は4月から翌年3月までの1年間とし、毎年入会児童を募集すること。児童募集・選考・決定は、事業者の負担において実施することとし、募集に関するスケジュールや資料(入会申請書等)は、区の指示に従うこと。なお、児童募集については、特に開設当初の入会児童数が少ないことが想定されるため、地域のイベント等に参加するなど、事業者(事業や施設)の認知を高めていく活動を積極的に行うこと。

① 新年度入会については下記の点に留意すること。

- ・募集開始は、原則として毎年9月1日以降からとし、1か月以上の募集期間を設けること。
- ・入会予定児童は毎年11月末までに決定し、12月末までに入会者名簿を区に提出すること。その後も増減があれば逐一、区に連絡すること。
- ・当該クラブを利用する場合、新BOP学童クラブとの併用はできない旨を保護者に説明するとともに、利用児童の情報は区と共有するため個人情報の提供について入会申請時点において保護者の同意を得ること。
- ・入会決定された児童において、新BOP学童クラブも併せて申込みをしている場合は、必ず3月末までに区指定の取り下げ書を児童課へ提出するよう保護者へ案内すること。

②随時入会については下記の点に留意すること。

- ・毎月1日時点の入会児童名簿及び新規入会者・退会者氏名を、毎月10日までに区に提出すること。
- ・当該クラブを利用する場合、新BOP学童クラブの併用はできない旨を保護者に説明する とともに、利用児童の情報は区と共有するため個人情報の提供について事前に保護者の同 意を得ること。
- ・当該クラブにおいて入会決定された児童において、新BOP学童クラブも併せて申込みしている場合は、必ず入会日前日までに区指定の取り下げ書を児童課へ提出するよう保護者へ案内すること。

③入会の選考方法や選考基準については下記の点に留意すること。

- ・入会の選考方法や選考基準は公正かつ客観的なものとし、公開すること。
- ・選考方法や選考基準の内容は、応募時の事業計画書にて提案すること。提案内容は区で審査の上、必要に応じて調整することがある。なお、すでに在籍している児童から来年度の申請があった場合は、利用要件を満たしている限り優先して受け入れること。そのため、児童の学年構成については大きな偏りがでないよう留意すること。
- ・本事業の主旨を踏まえ、優先受入校に通う補助対象児童を定員の8割以上受け入れること。

・新年度入会にかかる選考方法は、先着順以外の方法とすること。

(6) 事業内容

基本活動(放課後児童健全育成事業)

- (i) 子どもと保護者への支援業務
 - ●子どもの成長と育ちへの支援(成育支援)を行うこと。
 - **2**子どもの意見を聞く場や機会の創設をすること。
 - 3多様な活動や遊びを実施すること。
 - 4小学校から当該事業所への移動を行うこと。(引率)
 - **5**出欠確認・記録、安全確保・確認、帰宅管理を行うこと。
 - ⑥子どもの心身の健康状態や活動状況の把握を行うこと。
 - **7**おやつの提供に関すること。

おやつは放課後児童クラブで購入し提供すること。食物アレルギーや宗教上の理由で対応が必要な場合は、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と書面にて丁寧に連絡を取り合い、安全を確保する体制を講じるとともに通常食と混在しないよう工夫を講じて提供すること。なお、土曜日については、おやつを持参させるか提供するかは事業者の判断とする。

- ❸長期休業期間における昼食提供の仕組みを導入し、希望があったときに提供できるようにしておくこと。
- **9**配慮を要する児童の受入れに関すること。
 - (1)配慮を要する児童とは、放課後児童クラブでの支援にあたり、心身の成長・発達等による個別的配慮が必要な児童であり、配慮を要する児童の入会希望があった場合に受け入れられる体制を整えること。また、障害者差別解消法に基づき「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的な配慮の提供」を行うこと。受入れ対象は、
 - 2 (3) 補助対象児童のとおり。
 - (2) 個々の子どもの状況に応じた環境に配慮すること。
 - (3) 職員配置、施設や設備の改善等の工夫をすること。
 - (4) 職員間の情報共有や研修等による障害の理解をすること。
- ●保護者との連絡・情報交換、相談支援を丁寧に行うこと。
- ●保護者会や個人面談を行うこと。
- ⑫保護者への情報提供や配付物の作成・配付を行うこと。
- ₿施設外活動への引率を行うこと。
- ●児童虐待等、特別な配慮を必要とする子どもへの支援を行うこと。
- ●帰宅後や卒所後についても緊急時は支援を行うこと。

(ii) 施設管理

- ●施設内の衛生管理や感染症対策を行うこと。
- 2防犯、防火、警備を行うこと。

❸各種設備等の適正な管理を行うこと。

(iii) 事業運営

- ●利用児童の募集及び入会手続き、退会手続きに関すること。
- 2多様な活動の利用料の設定、徴収に関すること。
- **3**職員の確保、資質向上のための研修を行うこと。
- **④**学校及び新BOP、地域など関連機関との連携を行うこと。
- ⑤犯罪や災害時等の緊急時の危機管理と安全確保のためマニュアル作成や訓練の実施を行うこと。(災害及び不審者等の防災・防犯・安全に関する保護者への連絡事務等を含む。)
- ⑥個人情報保護に関すること。
- **⑦**区との連携を行うこと。
- ❸年間計画や業務日誌等の作成を行うこと。
- **⑨**区が依頼する放課後児童クラブに関する調査への回答を行うこと。
- ⑩近隣の保育園等に事業案内を行うこと。(広報)

(iv) その他

多様な活動(基本活動以外の有料メニュー等)

児童や保護者の多様なニーズに即した別途料金を徴収するオプションメニューの提供を可能とする。ただし、その参加は保護者・児童の選択とし、必須としないこと。

多様な活動の内容については、応募時に事業計画書にて提案すること。提案内容は区で審査 の上、必要に応じて調整することがある。あわせて、毎年、区へ提出し、区より指導があっ た場合は改善を図り報告すること。

なお、下記について留意すること。

- ・参加しない児童の活動についても十分配慮すること。配慮の方法は事業計画書にて提案すること。
- ・参加の有無によって、入会選考に影響を与えないこと。

午後7時まで月額+1,000円(上限)(延長利用)

・基本活動(放課後児童健全育成事業分)と多様な活動(有料メニュー等)については、経理を分けて管理しなければならない。補助事業の実績報告等においても、明確に切り分けた内容で報告すること。

(6)利用料金

基本活動(放課後児童健全育成事業)

午後6時15分まで月額5,000円(おやつ代を含む。)※昼食代は除く。

※新BOP学童クラブと同額。

【利用料の助成制度】

利用料の助成制度について、該当の場合は世田谷区に申請するよう保護者説明会等で周知

すること。

該当世帯:生活保護受給世帯、住民税非課税世帯、就学援助費受給世帯(給食費のみ免除の場合を除く)又は就学援助費の認定基準に該当する世帯は、世田谷区への別途申請により利用料が全額助成になる。

多様な活動(基本活動以外の有料メニュー等)

参加費が生じる場合は、必ず事前に保護者に説明すること。料金は、実費相当額とし社会通 念上、適正な範囲で設定すること。

多様な活動の利用料金一覧については、応募時に事業計画書にて提案すること。提案内容は 区で審査の上、必要に応じて調整することがある。あわせて、毎年、区へ提出し、区より指 導があった場合は改善を図り報告すること。

(7)巡回相談や児童福祉法における報告・検査の実施

区が実施する巡回相談や児童福祉法における報告・検査において勧告や指摘事項があった 場合は、区と協議の上、改善すること。

(8)保険の加入

児童を対象とした施設賠償責任保険、傷害保険等の必要な保険に加入すること。(区が加入 している補償内容と同等かそれ以上のものとする)

※区が加入している補償内容は下記の通り

(1) 障害保険

対象者:新BOP登録者

対象事故:新BOPでの事故

対象時間帯:新BOP参加中(往復途上を含む)

補償の内容

- ・通院 1日1,500円(事故から180日以内の90日限度)
- ・入院 1日3,500円 (事故から180日限度)
- ・後遺障害 300万円程度(程度に応じて100%~4%)
- 死亡 300万円

(2) 賠償責任保険

対象者:新BOP登録者

対象事故:新BOP参加中に施設(物)を壊してしまった場合

対象時間帯:新BOP参加中

補償の内容:対物 100万円(免責0円)

(9) 運営内容の評価

質の向上のため、毎年、自己評価及び利用者評価を行い、その結果を公表すること。但し、 第三者評価を行った場合は、その年の自己評価及び利用者評価は不要とする。

①東京都福祉サービス第三者評価は、3年間に1回受審し評価結果を公表すること。

- ②区が行う運営内容等に関する助言指導を積極的に受け入れ、その助言指導に対する改善 を図ること。
- ③事業者として決定された後、事業者提案による民設民営放課後児童クラブ整備の実績と して、区の実施する評価・検証(財務内容も含む。)に協力すること。

(10) その他

区が事業遂行上、必要と認めることについて応じること。

3. 世田谷区との関係

- ①平常時・緊急時に世田谷区と連絡を密に取り、区の児童行政に協力できる事業者であること。
- ②補助金の申請書類及び必要書類の提出については、区から案内があり次第、速やかに応じること。また、補助金の検査・調査には必ず応じること。
- ③世田谷区が行う新BOP学童クラブの入会募集時に、民設民営放課後児童クラブの情報 提供も併せて行うため、広報資料の提供等に承諾すること。
- ④世田谷区が実施する研修に参加すること。

4. 関係機関との連携

- ①事業者は、児童館、新BOP、小学校、町会・自治会、保育所はもとより、地区・地域を 越えて青少年交流センターやプレーパーク等の子どもの居場所、子ども・子育て支援を行っ ている地域活動団体と実務交流・情報交換・情報共有を図る機会を設け(区から依頼があっ た場合は参加し)連携を図ること。
- ②事業者は新BOP連絡協議会に参加し、学校や町会等と連携を図ること。
- ③事業者は要保護児童支援協議会に参加し、子ども家庭支援センターや児童相談所と連携 を図ること。

5. 遵守すべき法令等

児童福祉法

社会福祉法

児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約)

こども基本法

東京都こども基本条例

放課後児童クラブ運営指針

子ども・子育て支援交付金交付要綱

放課後児童健全育成事業実施要綱

東京都子供・子育て支援交付金補助要綱

東京都学童クラブ事業実施要綱

東京都認証学童クラブ事業実施要綱

子供家庭支援区市町村包括補助事業補助要綱

子供家庭支援区市町村包括補助事業実施要綱

世田谷区子どもの権利条例

世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針

障害者権利条約

障害者差別解消法

東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

世田谷区地域保健福祉推進条例

世田谷区消費生活条例

都市計画法

建築基準法

消防法

東京都建築安全条例

世田谷区街づくり条例

世田谷区バリアフリー建築条例

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例

世田谷区風景づくり条例

世田谷区環境基本条例

世田谷区みどりの基本条例

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

世田谷区暴力団排除活動推進条例

その他、関係法令及び条例等